

防府市国民健康保険短期有効期限被保険者証の交付除外者
に係る特別な事情に関する届に関する事務取扱要領

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市国民健康保険短期有効期限被保険者証
交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第3号又は第4号
に該当する世帯主が提出する、特別な事情に関する届に関して必
要な事項を定めるものとする。

(添付資料)

第2条 交付除外の申請をする世帯主は、特別な事情に関する届
（要綱第2号様式）に、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 要綱第3条第1項第3号アに該当する場合 火災証明書、保
険会社の証明等の客観的に被害状況が確認できる書類

(2) 要綱第3条第1項第3号イに該当する場合 診断書、入院診
療計画書、領収書等の傷病名や入院期間、通院と生活への影響の程
度が確認できる書類

(3) 要綱第3条第1項第3号ウに該当する場合

ア 貸借対照表（収支計算書）、個人事業の開業・廃業等届出書等
の事業の廃止を確認できる書類、雇用保険受給資格者証、雇用保
険受給資格通知、離職票等の書類

イ 世帯全員分の前年の収入額が確認できる、確定申告書の控え、
源泉徴収票等の書類（収入がない場合を除く。）

ウ 世帯全員分の申請日以降の1年間の収入見込額が確認できる、
会計帳簿、給与明細等の書類（収入がない場合を除く。）

(4) 要綱第3条第1項第3号エに該当する場合

ア 貸借対照表（収支計算書）、会計帳簿、預貯金通帳等の書類

イ 世帯全員分の前年の収入額が確認できる、確定申告書の控え、
源泉徴収票等の書類（収入がない場合を除く。）

ウ 世帯全員分の申請日以降の1年間の収入見込額が確認できる、
会計帳簿、給与明細等の書類（収入がない場合を除く。）

(5) 要綱第3条第1項第4号に該当する場合 市長が必要と認
める書類

(収入減少の基準)

第3条 要綱第3条第1項第3号ウ又はエに規定する、生活に重大な影
響を及ぼす程度に収入が減少しているとは、申請日の属する年度にお
ける基準所得合算額に対する申請日以後1年間の見込み所得合算額の
減少見込額の割合が100分の30以上であることとする。

(防府市国民健康保険被保険者資格証明書取扱基準)

第4条 第2条及び第3条の規定は、防府市国民健康保険被保険者資格
証明書取扱基準（以下「基準」という。）の申請について準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

要綱	基準
要綱第2号様式	基準第1号様式の3
要綱第3条第1項第3号ア	基準第3条第1項第4号ア
要綱第3条第1項第3号イ	基準第3条第1項第4号イ
要綱第3条第1項第3号ウ	基準第3条第1項第4号ウ
要綱第3条第1項第3号エ	基準第3条第1項第4号エ
要綱第3条第1項第4号	基準第3条第1項第5号

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。